

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 6 号
件 名	(株)安藤忠雄建築研究所との随意契約違反(陳情)について梅山修委員長及び藤田隆議長の事実誤認について
要 旨	<p>陳情者の問いに対する回答書で梅山修委員長は、「最高裁判所の判決において随意契約締結が可能の判断がある」「委員会での所管課長もその判例の主旨を客観的に説明している」「それぞれ違法性はなかったと委員会及び議会が判断している」と証明した。</p> <p>前記定例会審査会での遠藤哲委員の質疑に対し教育委員会施設課長は最高裁判例(昭和62年3月20日)として判例文にない返答陳述を行った。</p> <p>その真贋は会議録と判例文を照合することで容易に証明できる。</p> <p>陳述文言と判例文の照合,同定例会会議録12ページ7行目から10行目まで,117文言が記録される。</p> <p>別冊ジュリスト 168,92ページ(判旨)での同判例文部分は,左行9行目から左行11行目,17文言,左行13行目から右行2行目,33文言,合計50文言である。</p> <p>ゆえ,その部分を照合すればその違いが明確である。</p> <p>あえて施設課長が主張した悪意ある稚拙な文言を示すならば,「...個別の事例に即し,随意契約の締結の可否を検討の上,随意契約の締結も可能」との陳述は「判例とその読み方」中野次雄著,6ページ,31ページで当陳情の正義が裏づけられる。</p> <p>以上の事実を精査し,理解が困難な場合は基本条例第20条(学識経験者等の活用)に従い専門的事項の調査を要請し,同条例第14条(議会運営)に基づいた公正,公平かつ効率的な議会運営を求める。</p> <p>そして,事実を究明した上,同条例第3条(役割及び活動原則)に沿った意見表明の必要性が同条例第2条(遵守)に示されている。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 7 日 議会運営委員会
受 理	平成 23 年 12 月 2 日 第 4 9 4 号